

学校いじめ防止基本方針

令和4年4月

名古屋市立工業高等学校

いじめとは

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

- 「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、人権・いじめ対策委員会を活用し組織的に行う。
- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせるおそれがある。

本校は、上記のことを踏まえ、また、本市学校教育の努力目標である「夢に向かい、ともに歩む」の実現を目指して、以下の点を旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

- 全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
- 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、「いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」ことについて、生徒が十分に理解できるようにする。
- いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、教育委員会・家庭・地域・関係機関等との連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。

2 校内体制

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。学校における教育活動全体に関わる問題として認識する必要がある。よって本校では、校内体制を次の通り整える。

- 校長をいじめ防止対応の責任者とし、「人権・いじめ対策委員会」を組織するとともに教職員間における情報交換や共通理解の緊密化を図り、関係する全ての部署が協力して対応する体制で臨む。
- いじめが発生した、あるいはいじめと疑われる事案が発生した際は、担任等の特定の教員が抱え込むことなく、「人権・いじめ対策委員会」を中心に学校全体で組織的に対応する。
- 「人権・いじめ対策委員会」は次の通り構成するものとする。

校長（対策委員長） 教頭（副委員長） 生徒指導主事 保健主事
各主任 学年主任および担任 関係職員（部顧問等） 養護教諭
スクールカウンセラー

3 教職員一人ひとりの心構え

- 教職員一人ひとりがいじめ防止の基となる人権尊重の意識を強く持つ。
- 教職員一人ひとりが日常的な教育活動（授業等）を通して生徒の言動に注意を払う。また、生徒の話に根気よく傾聴し、生徒の変化をいち早く捉えることができるよう努める。
- 教職員一人ひとりが常日頃から生徒との関わりの中で、生徒の考えや思い、感性等を察し認めることで、生徒との間に信頼関係を構築することに努める。
- 教職員一人ひとりがいじめ、あるいはいじめと疑われる行為を見過ごすことなく、そういった行為に気付いたもしくは相談を受けた場合は速やかに対応する。特に、生徒が訴えることが困難な状況に置かれている場合（SNS による誹謗中傷、言葉によるいじめ、暴力を伴わないいじめ、集団によるいじめ等）は、大人が気付きにくく長期化や深刻化することが多いことを認識する。
- 教職員一人ひとりが自らの言動によって生徒が傷つき、また、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払うことに努める。
- 年度初めに、職員会議等でいじめの認知等について再確認し、いじめに関する教職員間での共通理解を図る。
- いじめの認知に当たっては、加害行為の「継続性」「集団性」や「一方的」など被害・加害生徒の力関係の差等の要素により、いじめの定義を限定して解釈しないようにする。
- いじめの定義とは別の要素（加害行為の「継続性」「集団性」等）も判断基準とすることにより、いじめとして認知しないことがないようにする。

4 未然防止の取組

- 学校の教育活動全体を通じ、個を尊重し、多様性を認め合うことの大切さを理解させ、全ての生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を提供し、自分の属する集団の中で、自分がどれだけ大切な存在であるかということを確認させることで、生徒一人ひとりの自己有用感が高まるよう努める。
- 生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、生徒がお互いの喜びや痛みなどの感情を共感的に受容できる環境を整え、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- 社会という集団を構成する一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

（1） 道徳教育・人権教育

「一人ひとりを大切にする」「相手の立場になって考える」「自分がされたくないことは相手にもしない」等、他者を思いやる心、自他の生命を大切にすることを育むとともに、他者を否定する言動等の人権意識に欠けた行いに対する指導の徹底に努める。

（2） 授業づくり

- 「わかる授業」、「考える授業」、「一人ひとりが参加・活躍できる授業」づくりをするため、教師一人ひとりの授業力向上に努める。
- 授業公開を積極的に行うことにより、互いの授業を参観し合う機会をつくり、積極的に意見を交換することに努める。また、生徒指導等の様々な観点から意見を交換することにも努める。

(3) 集団づくり

- インターンシップ等の社会体験、交通安全キャンペーンや出前授業等の地域社会との交流体験を年間を通して実施し、社会人との関わりや、生徒同士の関わり合いを通して、「人と関わることの喜びや大切さ」を学ぶ機会を設定する。
- クラスにおいて各種役員を設置し、生徒がその役を積極的に分担して行い、その活動を通して集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むことに努める。
学習活動においても、グループ等で活動する機会を設定し、助け合いながら共通目標を達成する機会を設ける。
- 生徒会が主体となった取組・活動において、「なごやINGキャンペーン」等の機会を生かし、生徒自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止めること、そして、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるよう働きかける。

《生徒会が主体となった取組・活動》

4月	生徒会オリエンテーション
5月	緑の募金
6月	交通安全キャンペーン 体育祭
7月	校外ボランティア清掃活動
10月	文化祭 中川区区民まつり スタッフボランティア
11月	赤い羽根共同募金・球技大会
12月	校外ボランティア清掃活動
1月	予餞会
3月	球技大会

(4) 保護者への情報提供

P T A総会や保護者会等の機会を捉えて、保護者に対し、文部科学省発出の「知っていますか」、「いじめ防止対策推進法」、「いじめのサイン発見シート」等を活用して、法の趣旨・内容やいじめの定義を確実に周知できるよう努める。

5 早期発見の取組

いじめ、あるいはいじめと思われる行為の早期発見のために、質問紙によるアンケート調査、教育相談等における面談などを計画的に行い、日常の生徒の様子を把握する。

また、生徒の様子を、様々な視点から観察し把握することにも努める。

(1) 定期的なアンケート調査

- アンケートの実施により、個人情報保護に配慮しながら、いじめの有無を把握し、未然防止の取組の評価・改善につなげる。
- アンケート調査の結果等を基に、必要に応じて教育相談を実施する。
実施に当たっては該当生徒等の意思を尊重し、スクールカウンセラーへの相談も含め対応する。

(2) 教育相談

定期的あるいは必要と思われる場合に教育相談を行う。その際、いじめ、あるいはいじめと思われる行為に対しては「絶対に許さない」とする学校の姿勢・決意を示すとともに、いじめ、あるいはいじめと思われる行為について見聞きした場合は、勇気を持って相談するよう呼び掛ける。

このとき、情報の発信元は絶対に明かさないなど、個人情報の保護には細心の注意を払い行動する。

(3) 日常的な観察

- 日常的に生徒に対する声掛けを行う。声掛けはあらゆる場面で様々な立場のものが行うように努め、生徒一人ひとりの交友関係、行動、思考の特徴をよく理解するように努め、いじめの兆候、生徒が示すサインを見逃さないようにする。
- 担任は各教科担当者及び各種活動における担当者と情報交換を密に行い、生徒の状態把握に努める。

(4) 保護者との連携

- 保護者に対しては、生徒の学校の様子について適宜連絡するように努めるとともに、生徒について気になることがあれば学校への相談が行えるように準備しておく。

(5) 相談機関紹介カード「あったかハート」「心のSOS」の配布

- 年度当初に、全生徒に配布し、各相談機関について周知する。
- 「あったかハート」は常に携帯するなどして、適宜見られるようにしておき、年間を通じて相談機関利用について生徒はもちろん保護者に対しても有効性について連絡していく。

(6) なごや子ども応援委員会の活用

- 総合援助職、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールポリス、スクールセクレタリーが配置された「なごや子ども応援委員会」（高校・特別支援ブロック、中川ブロック）を活用する。
- 生徒の潜在化する心の問題に対して、専門的見地から積極的にアプローチし、生徒が抱える問題の未然防止・早期発見や個別の支援を行うとともに、学校支援の協力体制を構築する。

6 いじめに対する措置（重大事態・警察との連携を含む）

- いじめ及びいじめと思われる事案が発生した場合には、速やかに「人権・いじめ対策委員会」に連絡し、組織的に対応する。
- 「人権・いじめ対策委員会」は直ちに関係各所へ連絡を取るとともに、連携して対応にあたる。
- 教職員全員は共通理解の下、対応に当たるものとし、その際には生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。

(1) いじめの発見時や相談・通報を受けたときの対応

- 遊びや悪ふざけ、複数で一人を囲んでいる状況など、いじめが疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせ、注意等の必要な措置を講じる。
- 生徒や保護者からの訴えに対しては、軽視したり後回しにしたりせず、真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には早い段階から的確に関わりを持つようにする。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒への配慮には十分な注意を払う。
- 発見したり通報を受けたりした教職員は、一人で抱え込まず、速やかに「人権・いじめ対策委員会」に報告し、情報を共有する。
- 「人権・いじめ対策委員会」は、直ちに中心となって関係生徒等から事情を聴き取るなどして、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。
- 以下のような「重大事態」については、速やかに教育委員会に報告し、連携を図りながら対応に当たる。

- 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある」
 - ・ 生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- 「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」

- 状況に応じて、所轄警察署・法務局・児童相談所など、関係機関へ連絡し連携を図る。

(2) いじめられた生徒又はその保護者への支援

- いじめを受けた生徒が安心して学校生活を継続できるよう、本人の意思を尊重しつつ関係各所と相談し、環境を整える。
- 学校生活を送る上で出席することが困難であるなど、様々な問題が考えられる場合は、上記の対応に加え、学習の支援等も含め、生徒に不利益が生じないように配慮する。
- 保護者への事実関係の説明は、電話連絡だけでなく、必要と考えられる場合は家庭訪問等も含めて速やかに行う。
- 生徒への支援には、状況に応じてスクールカウンセラーや外部専門機関の協力を得る。保護者についても、関係機関の協力を得ながら可能な支援を行う。
- いじめが解決したと思われる場合でも、継続して必要な支援を行う。
- 今後の学校生活を送る上で、必要と考えられることやしなければならないことを生徒及び保護者等と十分話し合い、実践できる環境を整える。

(3) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- いじめが人格を否定し、生命、心身又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の重大さを自覚させる。
- いじめた生徒へは必要な言葉や時間をかけて反省を促し、謝罪の念を生じさせる。
- 保護者への連絡は迅速に行い、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が十分な話し合いを行い、連携して適切な対応が行えるようにする。保護者へは必要な協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の健全な人格の形成に配慮する。また、保護者への適切な支援についても十分配慮する。
- いじめの状況に応じて、教育的配慮の下、指導計画を立案し実行する。その際必要と考えられる場合は教育委員会等の関係機関と十分相談し、出席停止や警察との連携といった措置も含め対応をする。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- 傍観者に対しては自分の問題として捉えさせ、観衆に対してはいじめに加担する行為であることを理解させる。
- 集団全体へは時間をかけて働きかけ、いじめは絶対に許されない行為であることを自らが考える態度や行動ができるように促す。
- いじめの解決は、謝罪のみで終わるのではなく、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、健全な集団活動を取り戻すことをもって判断するようにする。
- 全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(5) インターネット上のいじめへの対応

- 適切なインターネットの利用については、定期的に専門家の講話を行う。また、授業やその他の教育活動にて適宜、知識伝達、指導を行う。
- インターネットの利用に伴う「書き込み」によっては、書き込みした側の意図にかかわらず、名誉毀損やプライバシー侵害等が生じることを強く意識させる。不適切な書き込み等には、教育委員会が委託する業者や所轄警察署に相談し、直ちに削除する措置をとる。特に悪意のある「書き込み」や、それに端を発する不適切な言動等については、厳しく対応する。
- 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- 警察、法務局、関係業者等の専門家を講師とした講話を積極的に実施することを心がける。また、生徒、保護者に対し相談機関の窓口を周知する。
- パスワード付きサイトやSNS、スマートフォンや携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育の充実を図る。
- 保護者に対する情報発信を積極的に行う。情報モラルに関する案内を適宜発信し、情報端末（スマートフォン、パソコン、タブレット等）から発生する問題等に理解を深めてもらい、家庭での情報端末の使用方法について約束事を作成してもらう。

7 関係機関との連携

いじめやいじめと思われる行為が発生した場合には、必要に応じて、所轄警察署・法務局・児童相談所等と連携を図り、問題の解決に努める。

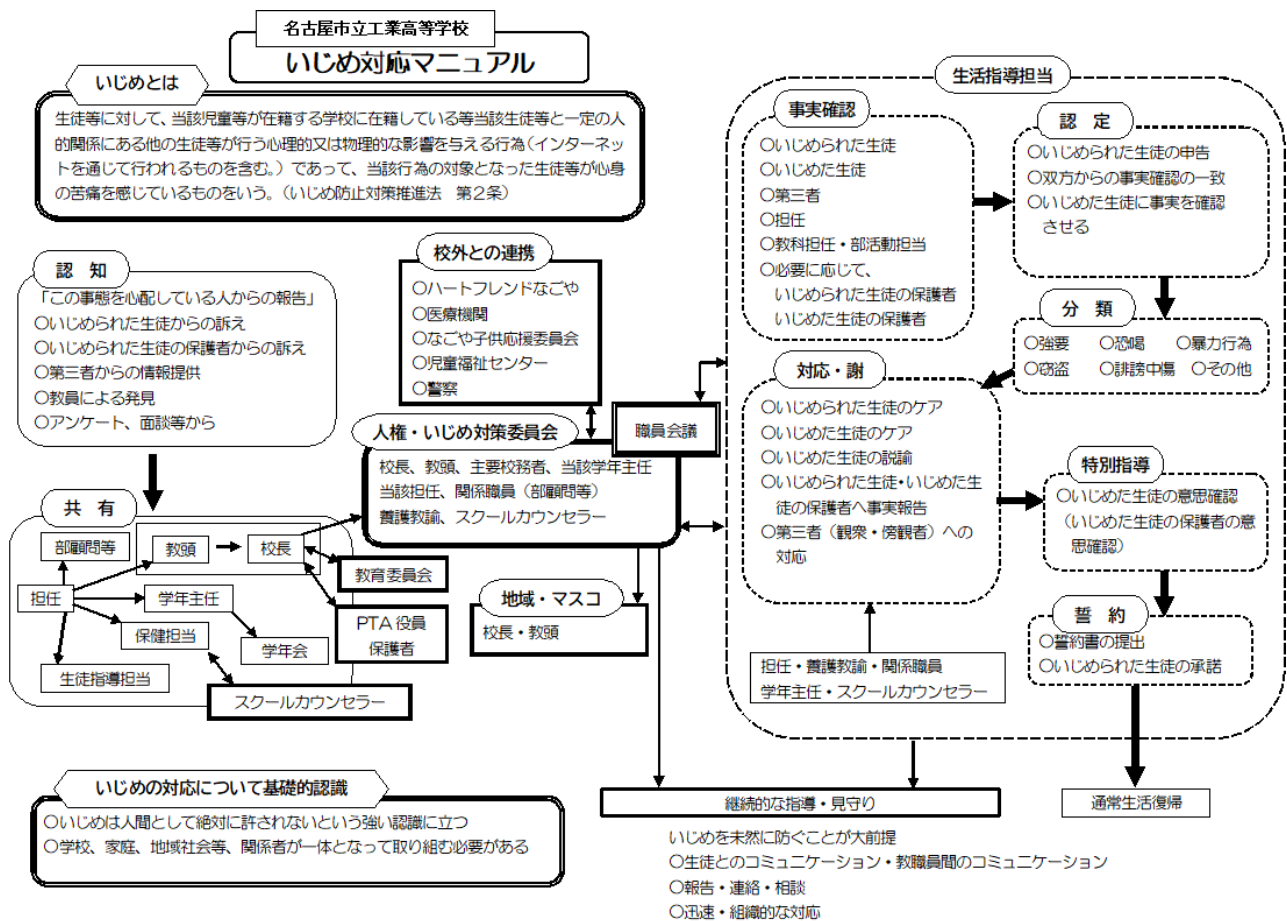
8 校内研修の実施

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施し、教職員の資質向上に努める。

9 学校評価の実施

いじめの防止等のための対策に関わる取組、過去の事例の検討、発生した問題の対処等について、様々な立場から意見を集約し、評価検討する。その結果は関係者に周知し、今後のいじめ防止の取組や対処法に活用する。

10 いじめが発生した場合の対応マニュアルフローシート



11 いじめ防止年間指導計画

いじめ防止のための指導計画				
	行事等	会議等	担任	その他
4月	始業式（生徒指導主事講話） 健やか生活運動 生徒会オリエンテーション 相談機関案内配布 1年生校外学習 サイバー犯罪防止講話（誹謗中傷の禁止） 校則確認	生徒指導主事会（意見交換） 人権・いじめ対策委員会 開催年間計画 職員会議にて、いじめ防止取り組み説明・確認 新転任者教育	個人面談 あったかハート配布 互いを認め合う 学級づくり	授業（教科担当） HR（担任・副担任） における指導
5月	835運動（生徒による声かけ運動） PTA総会 緑の募金	生徒指導主事会（意見交換） 関係各所 挨拶回り・意見交換・連携確認		教科担当者会（逐次） 部活動 顧問による指導
6月	835運動（生徒による声かけ運動） 交通安全キャンペーン 体育祭（交遊の深化）	生徒指導主事会（意見交換） クラブ顧問会議（注意喚起）	学校生活に関する アンケート 実施	
7月	835運動（生徒による声かけ運動） 保護者会（学校と家庭の連絡および情報共有） 終業式（生徒指導主事講話）	生徒指導主事会（意見交換） 人権・いじめ対策委員会 開催	個人面談 保護者会の実施	
8月	適宜 面談及び相談の実施	生徒指導主事連絡会（意見交換） 各種研修の実施		
9月	835運動（生徒による声かけ運動） 始業式（生徒指導主事講話） 健やか生活運動	生徒指導主事会（意見交換）	ストレス マネジメント	
10月	835運動（生徒による声かけ運動） 文化祭（交遊及び生徒間理解の深化） 中川区民まつり スタッフボランティア	生徒指導主事会（意見交換）		
11月	835運動（生徒による声かけ運動） 保護者会（学校と家庭の連絡および情報共有） 人権講話（専門家による講話） I N Gキャンペーン 赤い羽根共同募金 球技大会（交遊深化）	生徒指導主事会（意見交換）	適宜個人面談及び相談 保護者会の実施 学校生活に関する アンケート 実施	
12月	835運動（生徒による声かけ運動） 人権週間（生徒へ配布物による指導） 保護者会（学校と家庭の連絡および情報共有） 終業式（生徒指導主事講話）	生徒指導主事会（意見交換） 人権・いじめ対策委員会 開催 研修会への参加・報告会	適宜個人面談及び相談 保護者会の実施	
1月	始業式（生徒指導主事講話） すこやか生活運動 835運動（生徒による声かけ運動） 2年生校外学習（交遊及び生徒間理解の深化） 予餞会（交遊及び生徒間理解の深化）	生徒指導主事会（意見交換）		
2月	835運動（生徒による声かけ運動）	生徒指導主事会（意見交換） 生活指導部会（学校いじめ防止基本方針見直し）		
3月	終業式（生徒指導主事講話） 合格者登校日（生徒指導主事講話） 球技大会（交遊深化）	生徒指導主事会（意見交換）	適宜個人面談及び相談 保護者会の実施	↓